

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

a. 企業間の連携 オープンイノベーションによる新サービス開発や、取引先のテレワーク導入に関する技術的な支援を積極的に行います。

b. 専門人材マッチング

取引先が抱える「DX推進」や「経営企画」といった高度な専門課題に対し、当社のネットワークを活用したプロフェッショナル人材の紹介やマッチングを支援します。

相互の若手社員を対象とした合同研修や異業種交流の機会を設け、サプライチェーン全体でのスキルアップと人材流動性の活性化を図ります。

c. 健康経営に関する取組

当社が蓄積した健康経営の導入ノウハウを取引先に提供し、認定取得に向けたアドバイスを実施します。

定期的な健康増進セミナーの共同開催や、メンタルヘルスケアサービスの共同利用などを通じ、取引先の従業員が心身ともに健康で働く環境づくりを伴走支援します。

d. BCP/事業継続 災害時等においてもサプライチェーンが途絶えないよう、取引先のBCP策定に関する助言や、緊急時の協力体制の構築を進めます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のはばかに積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行わず、少なくとも年に1回以上の協議の場を設けます。

委託事業者の適正な利益を含み、労働条件の改善が可能となるよう、物価上昇や労務費の動向を考慮して十分に協議します。

契約条件は書面等により明示・交付します。

②支払条件

委託等代金は可能な限り銀行振込で支払います。また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先の適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更は行いません。

災害時等には一方的な負担を押し付けず、事業再開時には取引関係の継続に最大限配慮します。

2026年1月30日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社 Ccobi

代表取締役 古後 理栄

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。